

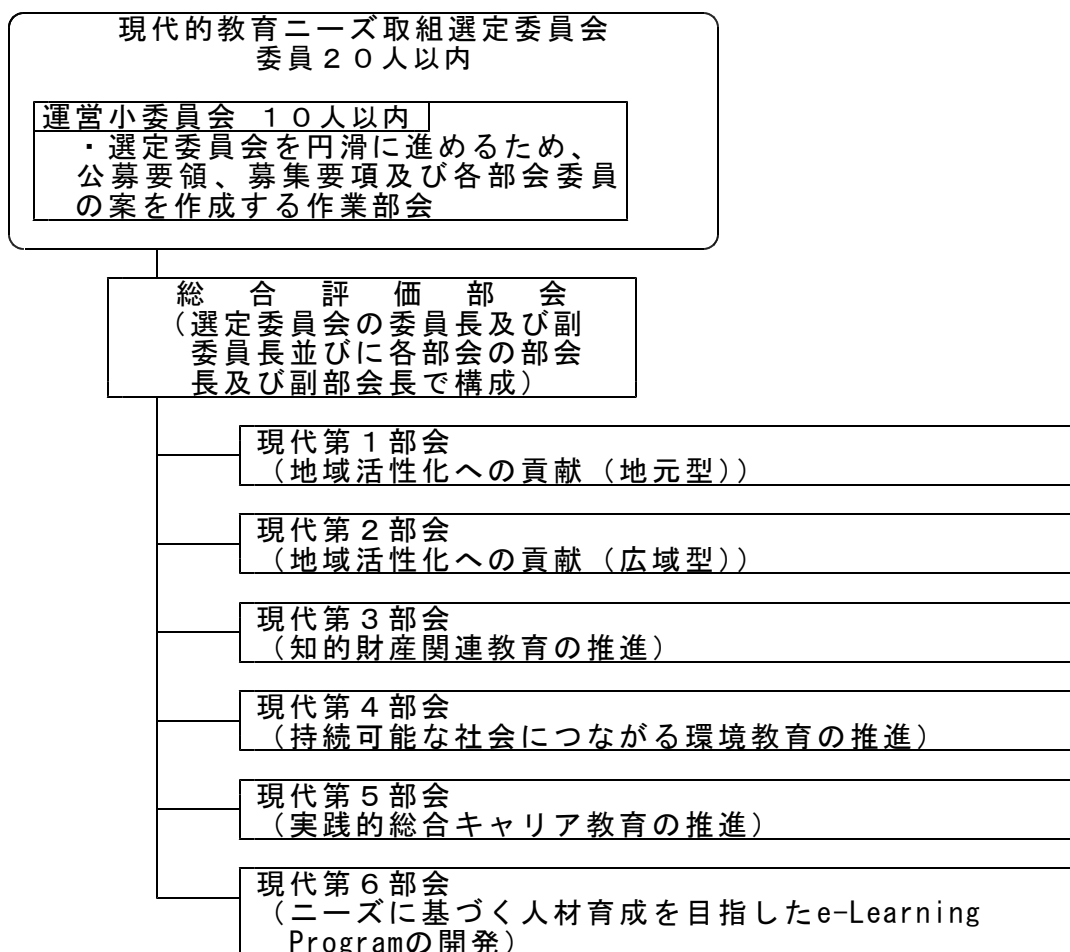
平成18年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム審査要項

I 本プログラムの趣旨

各種審議会からの提言等を踏まえ、社会的要請の強い政策課題に対応したテーマを設定を行い、各大学・短期大学・高等専門学校から申請された取組の中から、特に優れた教育プロジェクト（取組）を選定し、広く社会に情報提供するのと同時に、財政支援を行うことにより、これからの時代を担う優れた人材の養成を推進するものである。本事業の審査は、この審査要項により行うものとする。

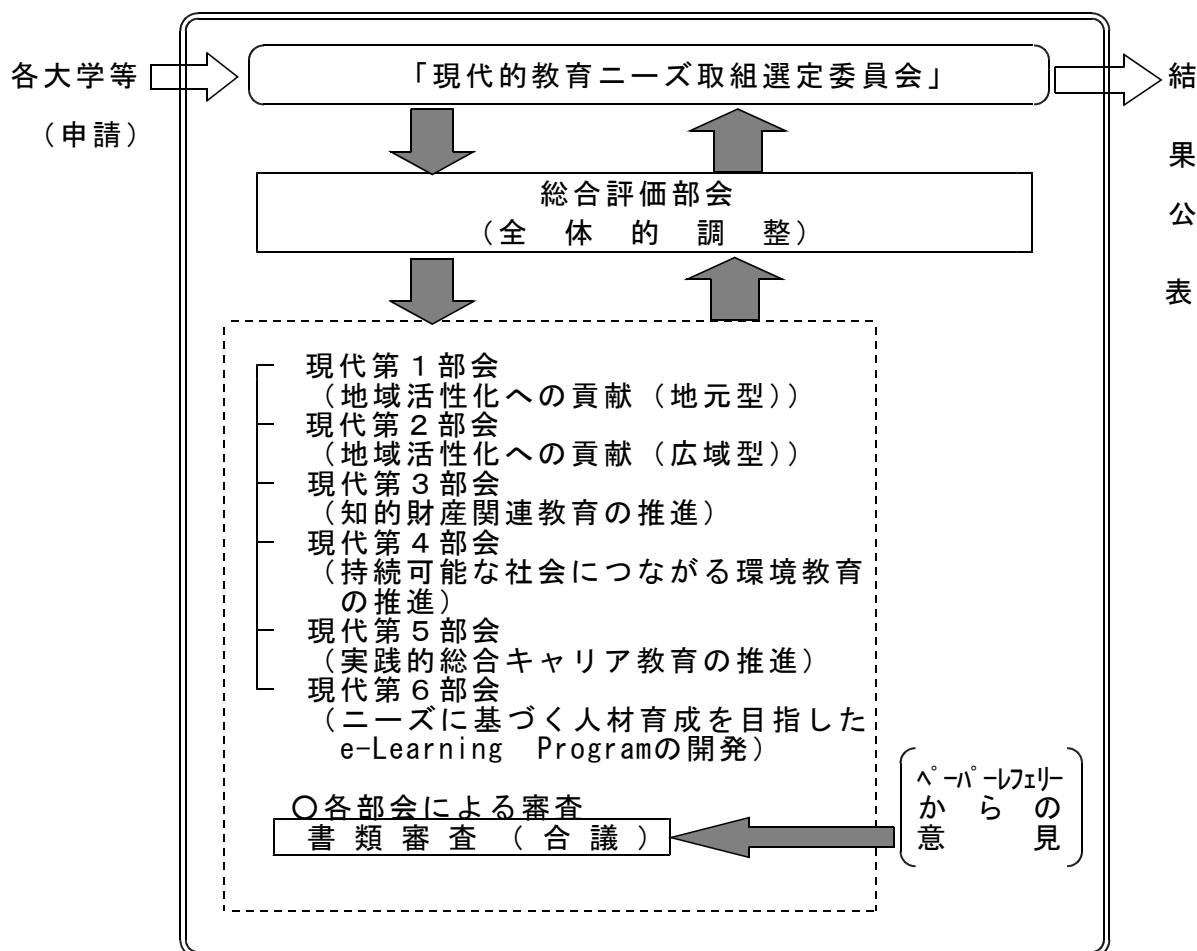
II 審査方法

- 各部会は、書類審査を行い、合議により選定候補を選定する。また、合議の際は、審査の客観性・公正性を担保するためにペーパーレフェリーの意見も参考とする。
- 意なお、各部会は、面接審査又は実地審査（以下「面接審査等」という。）を実施することができるものとする。
- 総合評価部会は、各部会からの選定候補を総合的に評価し、全体的調整を図る。
- 現代的教育ニーズ取組選定委員会は、総合評価部会において全体的調整を図られた選定候補の中から、選定取組を決定する。



* 各部会における構成員数は、原則7～15人程度。

Ⅲ 審査手順（選定までの流れ）



- ※ 各部会は面接審査等を実施する。
- ※ 公募要領に掲示された「要件違反」に該当する申請は、審査の対象としない。

Ⅳ 審査方針

本事業における取組の選定にあたっては、次の事項に沿って評価する。

1 テーマとの適合性

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ① 取組の趣旨・目的における学生教育の目標や育てる人材像が、テーマの趣旨・目的に沿って具体的かつ明確に設定されているか。
- ② 取組の内容が、テーマの趣旨・目的を踏まえ、下記のテーマ個別事項を反映したものとなっているか。

【テーマ個別事項】

- ① 地域活性化への貢献（地元型）
(趣旨・目的)

大学等が、地域社会の活性化に資するため、身近な地域社会と組織的に連携し、大学等が持つ人的・物的資源を活用しながら行う学生教育の取組を選定し、支援を行う。

(審査方針)

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- 身近な地域社会を対象に、活性化を図ろうとする分野が明確化され、かつ実現性の確保に適切な配慮がされているか。
- 身近な地域社会の外部組織（自治体、企業、NPO等）との組織的な連携を図る取組となっているか。
- 地域住民との結びつきが実質的に図られるような取組となっているか。

② 地域活性化への貢献（広域型）

(趣旨・目的)

大学等が、地域社会の活性化に資するため、比較的広範な地域社会と組織的に連携し、大学等が持つ人的・物的資源を活用しながら行う学生教育の取組を選定し、支援を行う。

(審査方針)

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- 比較的広範な地域社会を対象に、活性化を図ろうとする分野が明確化され、かつ実現性の確保に適切な配慮がなされているか。
- 自治体や他大学、NPO等との組織的な連携を図り複合的な活動が展開される取組となっているか。
- 地域文化の振興、育成した人材の定着・活用及び地域経済の活性化につながるような取組となっているか。

③ 知的財産関連教育の推進

(趣旨・目的)

大学等における知的財産（コンテンツを含む）の創造、保護及び活用に関する教育の促進を目的とし、適切な技術及び知識を有する人材養成に資する取組を選定し、支援を行う。

(審査方針)

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- 知的財産（コンテンツを含む）の創造、保護、活用といった知的創造サイクルの活性化につながるような取組となっているか。
- 知的財産制度についての理解と知的財産教育の効果が認められる取組となっているか。
- 大学等内外での知的財産関連活動への学生の参加が促進されるよう適切な配慮がなされているか。

④ 持続可能な社会につながる環境教育の推進

(趣旨・目的)

大学等が「持続可能な社会」の構築に向け、複眼的な視野をもちつつ行う、実社会との相互交流を踏まえた学生に対する環境教育の組織的な取組を選定し、支援を行う。

※「持続可能な社会」とは、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会のことをいう。

(審査方針)

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- 大学等として「持続可能な社会」の構築に向けて育成する人材像が明確になっており、また、そのための目標や方法が明確な取組となっているか。
- 個々の活動に留まらず大学等として「持続可能な社会」の構築へ向け、広い視野をもって学生の理解と関心を深める取組となっているか。
- 知識の付与に留まらず、外部（自治体、NPO、企業等）との交流など、社会的な拡がりをもった実践的な取組となっているか。

⑤ 実践的総合キャリア教育の推進

(趣旨・目的)

若年者雇用が社会的問題となるなかで、大学等における学生の高い職業意識・能力の育成を目的とし、実践的かつ体系的なキャリア教育を学校として組織的に行う取組を選定し、支援を行う。

※「実践的」とは、理論や方法論を学ぶということではなく、学生一人一人の職業に対する意識や能力を直接的に高める取組を意味する。

※「総合」とは、正課教育及び正課教育以外の活動を含む大学等で展開されるキャリア形成のための総合的な取組を意味する。

(審査方針)

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- 大学等において組織的な連携体制がとれており、かつ現実性が明確になっているか。
- 個々の学生に対する教育・指導体制・フォローアップの方法が明確になっているか。
- 継続的に職業意識を醸成しつつ、自己の専門分野と社会との関係を理解する取組となっているか。

⑥ ニーズに基づく人材育成を目指したe-Learning Programの開発

(趣旨・目的)

大学等において、育成する人材像及びその人材に求められるニーズを明らかにした上で、その目的の達成のためのe-Learning Programを開発し、展開することで優れた効果が期待でき、今後のe-Learningの推進に有効な取組を選定し、支援を行う。

(審査方針)

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- 育成する人材像及びその人材の求められるニーズが明確になっており、そのためにe-Learningを活用する必要性及び活用による期待される効果について記述がなされているか。
また、今後のe-Learningの推進に有効な工夫がなされているか。
- e-Learningコースに関する具体的な内容（コース数、学習者数の見込を含む。）に関する記述がなされているか。
- e-Learning Programの開発及び運用に関する実施体制・評価体制が構築されているか。
また、施設整備よりも、コース開発に重点を置いた事業計画になっているか。

2 本プログラムとの適合性

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ① 学生教育の内容や方法などに、当該大学等として、独創性又は新規性が認められるか。
- ② 大学等の教職員が取組の意義・価値を共有し、組織をあげての取組となっているか。
- ③ 学生に対する適切な指導方法の検討など、学生教育に多面的な努力が払われているか。

3 実現可能性

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ① 計画されている教育内容や方法が、取組の趣旨を踏まえた目的を達成するために、その実施に際して、妥当かつ有効なものとなっているか。
- ② 計画されている教育内容や方法が、学生のニーズを満たし円滑に受容され実施できるよう、体制の整備又は整備の計画がなされているか。
- ③ 取組の実現に必要な実施体制（マネジメント体制、教員職員の体制、支援体制、学外との連携等）の整備又は整備の計画がなされており、取組を推進するために効果的なものとなっているか。
- ④ 取組の趣旨を踏まえた目的を達成するための計画・スケジュール等が具体的かつ妥当なものとなっているか。

4 評価体制等

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ① 取組に対して、組織として評価を適切に実施する体制の整備又は整備の計画がなされているか。
- ② 取組を実施するなかで、当該取組に対する評価等を、当該取組の質の向上又は改善に結びつけるシステムの整備又は整備の計画がなされているか。

5 教育改革への有効性

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ① 取組の方法や期待できる成果等に、他大学等が教育改革を推進するうえで参考にすることができるものとして、以下の事項があると認められるか。
 - 1) 現在の教育方法と比較して効率の向上や新たな付加価値の創出において貢献する要素があると認められるか。
 - 2) 新しい教育プログラムの開発に結びつく要素があると認められるか。
 - 3) その他、他大学等の教育改革を促す要素があると認められるか。
- ② 学生の主体的学習機会の充実改善又は学習意欲の向上について他大学等の参考となるものがあると認められるか。

6 留意事項

審査・評価にあたっては、大学、短期大学及び高等専門学校それぞれの目的や役割・機能の違いを考慮して行うものとする。

(参考)

大学の目的：学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること
(学校教育法第52条)

短期大学の目的：深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること(学校教育法第69条の2)

高等専門学校の目的：深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること
(学校教育法第70条の2)

V その他

1 開示・非開示

(1) 「現代的教育ニーズ取組選定委員会」の審議内容等の取扱いについて

① 「現代的教育ニーズ取組選定委員会」(以下「選定委員会」という。)

の会議及び会議資料は、原則、公開することとする。

ただし、次に掲げる場合であって選定委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りではない。

- ・審査・評価(人選を含む)に関する調査審議の場合
- ・その他委員長が公開することが適当でない判断した場合

② 選定委員会の議事要旨は、原則、公開することとする。ただし、審査・評価に関する調査審議の場合は、非公開とする。

③ 選定された取組は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(2) 委員等氏名について

① 選定委員会の委員の氏名は予め公表することとする。

② 専門委員の氏名については選定後公表することとする。

③ ペーパーレフェリーの氏名については選定後公表することとする。

2 利害関係者の排除

申請に直接関係する委員は、審査を行わないものとする。
書面審査の場合は、当該委員を除く委員で審査を行うこととし、合議審査(面接審査等を含む。)の場合は、当該申請の審査には参加しないこととする。

(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・委員が現在所属し、又は、過去3年以内に所属していた大学等に関する申請
- ・その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

3 状況調査等

本プログラムの審査・評価方法の改善等のために取組の支援期間終了後に状況調査を行うこととする。